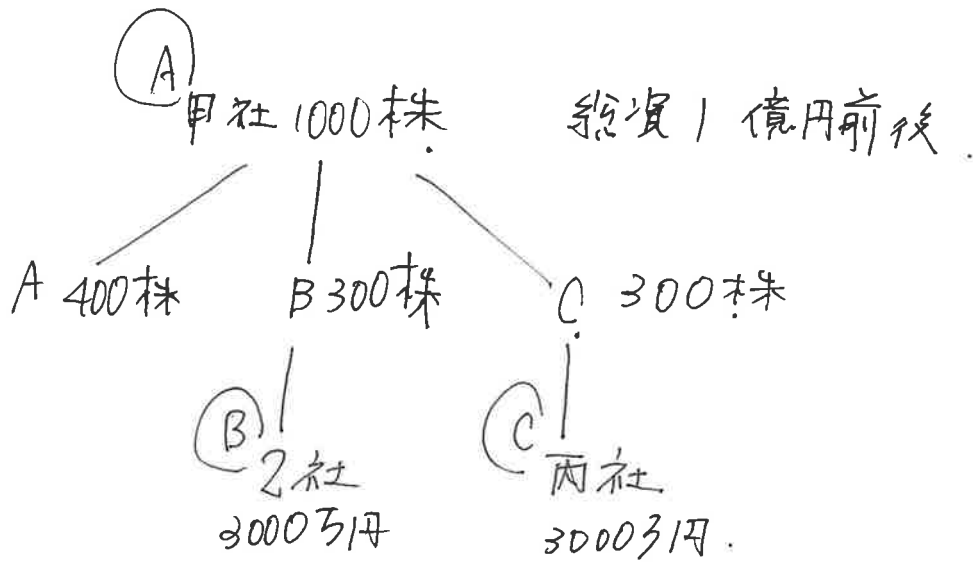


商法



R2.6.23 B → A 相談

R2.6.25 B → 2社 3000万円 ワイルド100株売却

R2.7.1 C が 否認

設1 C: 甲社の株主として

B → 乙社, A → 甲社

① B → 乙社 4291. 84703 (多量に代表訴訟)

乙社の

→ 甲社

最終完全親会社等の

株主の議決権の **1/10** 以上の議決権を有する株主

3/10

★ 特定責任限の訴え

甲社

乙社

VI **最終完全親会社等**及びその完全子会社等

3000万円

における **当該株主**の **株主の議決権**が

当該最終完全親会社等の **総資産額**に5%以上
ある場合。

1億円

乙社の取締役Bと乙社の直接利益相反取引(35I②)

↓
150万円の責任が推定(423Ⅱ①)

C → B 150万円の損害賠償 ← 最終完全親会社の株主の免除がある。

② A → 甲社. (847Ⅱ, Ⅲ) (423Ⅰ)

子会社の損害は親会社が保有する
子会社株主の減価を再して
親会社の損害になる。

150万円の損害賠償。

設問2

R2.8.12

甲社株式
C → 甲社
本代合意
← 丙社株式
譲渡承認 (139)

甲社株式取得 (156)
子会社株式取得 (467Ⅱ②)
譲渡承認 → 不要 (136)
分配可能額 (461Ⅱ)
(461Ⅲ③)

甲
目録株式
合意により甲社が取得 (157③, 156Ⅲ, 160Ⅰ)
株主総会特別決議 (156Ⅲ, 160Ⅰ, 399Ⅱ③)
Cは議決権行使 × (160Ⅲ)
売主L&PSTの通知 (160Ⅲ)

丙 譲渡承認の有無 → 一人会社。